

第2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、令和6年3月1日発行（山梨県公報号外第4号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった団体が講じた措置の内容

監査対象団体	公益財団法人 山梨県国際交流協会	
所管部（局）課	知事政策局 国際戦略グループ	
監査実施日	令和5年10月6日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
(意見)	<p>当協会は、県・市町村及び民間団体等から基本財産の造成を目的として出捐を受けている。公益法人会計基準によれば、こうした出捐金については貸借対照表上、指定正味財産に区分することとされているが、令和4年度の決算においては一般正味財産に区分されている。このため、出捐した団体等の意思やこれまでの経緯を踏まえて適正な区分になるよう検討されたい。</p>	<p>(団体)</p> <p>当協会の監事とも協議のうえ、本年度決算において基本財産を一般正味財産から指定正味財産に付け替える予定である。今後も引き続き、諸法令・規程に従い適切な会計処理に努める。</p> <p>(所管部局)</p> <p>これまでの経緯等を再確認し、指定正味財産に区分することが適正と判断した。今後も当協会に対し、適時適切に指導・助言を行っていく。</p>

監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学	
所管部（局）課	県民生活部 私学・科学振興課	
監査実施日	令和5年10月25日、26日	令和5年12月19日
	監査の結果	団体が講じた措置等
[指摘事項]	<p>産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により金額等にかかわらず契約書を作成しなければならないが、池田キャンパス4号館3階・4階の改修工事に伴う廃棄物処理契約について、契約書を作成していなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>法令の規定を把握していなかった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>契約事務にあたり、法令に則り契約書を作成することを徹底した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>契約締結時に関係法令等の確認を徹底するとともに、大学内におけるチェック体制も強化して再発防止に努める。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>産業廃棄物処分に係る法令遵守とともに、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努めるよう法人に対し指導した。</p>
[指導事項]	<p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <p>授業料 535,800円</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>対象学生について、本人及び保護者に対し督促と復学の意思確認を行っていたが、納付意思の確認が遅れ、結果として授業料未納による除籍となり、長期未収金となった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>長期未収金については、督促を行い、回収に努</p>

<p>2 契約書に次のとおり不備があった。</p> <p>①契約事務取扱規程において、落札決定の通知をした日から7日以内に契約を締結しなければならないと定められているが、7日を超えた日に締結しているものがあった。</p> <p>②契約書に定める工事開始日より後に契約を締結しているものがあった。</p> <p>③工事請負変更契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。</p> <p>④請書に履行期限や契約日の記載のないものがあった。</p> <p>3 学生ボランティアの謝礼として、QUOカードを令和4年7月に購入し、全額を費用処理していたが、年度末未使用残高について貯蔵品として資産計上していなかった。</p>	<p>めている。</p> <p>(再発防止策) 長期未収金とならないように、納付期限後から速やかに督促を行い、回収に努めていく。 ※令和6年3月末現在 未収金残高 535,800円 【県が講じた措置】 速やかな督促、回収に努めるよう法人に対し指導した。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 契約事務の取扱について、契約日のチェックや、契約書等に係る誤認があった。 (対応状況等) 契約事務にあたり、規定等に則り契約書、請書を作成することを徹底した。 (再発防止策) 契約締結時に関係法令等の確認を徹底するとともに、大学内におけるチェック体制も強化して再発防止に努める。 【県が講じた措置】 毎年度、職員に対する注意喚起を行うとともに、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努めるよう法人に対し指導した。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 通常金券類の受払簿とは別に、当該QUOカードの受払簿を作成して管理していたが、棚卸資産に計上すべきという認識がなかった。 (対応状況等) 金券類の受払簿に、当該QUOカードの未使用残高を計上して受払簿を統一した。 (再発防止策) 受払簿を統一することで、資産の適正な管理を行うとともに、棚卸資産への計上漏れを防止する。 【県が講じた措置】 会計基準等に則った適切な会計処理に努めるとともに、受払簿による管理を徹底するよう法人に対し指導した。</p>
---	---

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	
所管部(局)課	福祉保健部 福祉保健総務課	
監査実施日	令和5年11月13日、14日	令和6年1月16日
監査の結果	団体が講じた措置等	
<p>【指導事項】</p> <p>1 令和4年12月に完了している給水加圧ポンプ入替工事について、令和4年度の修繕費に計上されていなかった。また、契約書に定める工事開始日より後に契約を締結していた。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 工事の引渡しを受けた時点で事業未払金の計上を怠ったことと、工事業者からの請求漏れが重なった。</p>	

<p>2 貯蔵品として郵便切手及び灯油の年度末残高を貸借対照表に計上しているが、正しく記載されていなかった。</p> <p>3 経理規程施行細則において、契約その他支出の原因となる行為をしようとするときは、支出負担行為伺いにより決裁を受けなければならないとされているが、可燃物の廃棄物収集運搬業務委託に関する支出負担行為伺い及び契約締結は行われていたものの、不燃物の収集運搬業務委託が支出負担行為伺いがないまま行われていた。</p>	<p>また、契約締結時に工事開始日の確認を怠ってしまった。 (対応状況等) 工事業者から請求書の提出があり、経理規程に基づき支払を行った。 今後、契約締結時に工事開始日の確認を行う。 (再発防止策) 工事の引渡しを受けた時点で事業未払金を計上するとともに、契約内容について複数職員による確認を徹底する。 【県が講じた措置】 今後は適切な事務処理を行い、再発防止を図るよう法人に対し指導した。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 郵便切手及び灯油の棚卸高の計算において、確認不足により正しく計上することができなかった。 (対応状況等) 次年度以降の決算では、正しい棚卸高を計上する。 (再発防止策) 複数職員で棚卸高の確認を行う。 【県が講じた措置】 今後は適切な事務処理を行い、再発防止を図るよう法人に対し指導した。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 不燃物収集運搬処理に係る支出について、伺い書において支出の決裁を受けたのみで、支出負担行為伺いの作成を失念していた。 (対応状況等) 令和5年度は経理規程に基づき、その支出の都度、支出負担行為伺いにより起案し、決裁を受けている。 (再発防止策) 引き続き、経理規程に基づき、適正な事務処理を行う。 【県が講じた措置】 今後は適切な事務処理を行い、再発防止を図るよう法人に対し指導した。</p>
--	--

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和5年12月1日、4日	令和6年1月11日
	監査の結果	団体が講じた措置等
【指導事項】 1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。	1 (発生原因の検証結果) 未収金の主な発生原因として、患者本人の支	

中央病院	130,807,232円
北病院	17,759,092円
合計	148,566,324円

払意思の欠如、家計の状況、死亡や予後の不良などによる診療結果への不満から故意に診療費を支払わない、などがある。

(対応状況等)

医業未収金については、文書等で督促しているが、発生から10か月が経過したものは弁護士事務所と締結している未収金回収業務委託により、未収金残額の低減を図っている。

中央病院では、初期段階での請求を強化(督促状送付：発生から半月経過で送付し、その後2か月、4か月経過毎にも送付)するとともに、発生から6か月経過したものには連帯保証人にも請求を行っている。

北病院では、患者・患者家族・精神保健福祉士・事務担当者等の関係者で患者の経済状況や、支援体制について情報共有を密に行い、必要な行政サービスの申請や補助、経済状況に沿った医療費の分割納付や延長納付等の支払方法の提案や相談を随時行っている。

(再発防止策)

初期段階での請求の徹底等により未収金の発生防止を図るとともに、定期請求や弁護士への未収金回収業務を通して既に発生した未収金の解消に努める。

※令和6年3月末現在 長期未収金残高

中央病院	130,088,184円
北病院	20,811,659円
合計	150,899,843円

【県が講じた措置】

適切な請求等による未収金の発生防止及び定期請求や業務委託による未収金の回収に努め、長期未収金の解消を図るよう機構に対し指示した。

2 工事請負契約について、次のとおり不備があった。

- ① 予定価格調書の入札書比較価格を上回る金額で落札されているものがあった。
- ② 建設工事請負契約約款において、受注者は契約締結と同時に保証を付さなければならぬとされているが、保証が付される前に契約締結をしているものがあった。
- ③ 事務決裁規程により、病院に係る工事完成期間の延期は院長の専決事項とされているが、事務局長の決裁になっているものがあった。
- ④ 工事請負変更契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。
- ⑤ 予定価格調書は作成されていたが、封書にされていないものがあった。

2 (発生原因の検証結果)

会計規程等の認識不足及び決裁過程でのチェックが不十分であった。

(対応状況等)

会計規程等について改めて周知を図ったうえで、契約書及び附属書類については、決裁後不備がないか再度確認を行うよう周知した。

令和5年度からの契約に当たっては、会計規程に則った内容となっていることを確認した。

(再発防止策)

契約事務を行う職員に対し引き続き適切な事務処理を指導するとともに、支出関係書類の決裁過程で適切なチェックが行われるよう徹底していく。

また、中央病院・北病院相互で実施する内部監査でも契約手続の確認を行っている。

【県が講じた措置】

職員相互による確認を行い、適正な事務執行

<p>3 契約書に次のとおり不備があった。</p> <p>①請求及び支払の条項において、支払金額が消費税及び地方消費税を加算した金額になっていないものがあった。</p> <p>②履行遅延違約金の条項において、会計規程に定める民法の法定利率になっていないものがあった。</p> <p>③延滞違約金の条項において、消費税及び地方消費税を含む契約金額を元に違約金を算出する内容になっていないものがあった。</p> <p>④契約事務取扱規程に定める見積書を徴していないものがあった。また、見積合わせが省略できる理由に該当しないにもかかわらず、単独随意契約で契約していたものがあった。</p> <p>4 会計規程において、請求書の納期限は、特に定めがあるときを除き発行日から25日以内の日とされているが、25日を超えた日を納期限としている請求書があった。</p> <p>5 アンテナ基地局設置に伴う電気料金負担金について、電気料単価及び支払時期が契約書で定める内容と相違していた。</p>	<p>及び再発防止に努めるよう機構に対し指導した。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 会計規程等の認識不足及び決裁過程でのチェックが不十分であった。 (対応状況等) 会計規程等について改めて周知を図った。 令和5年度からの契約に当たっては、会計規程に則った内容となっていることを確認した。 (再発防止策) 契約事務を行う職員に対し引き続き適切な事務処理を指導するとともに、支出関係書類の決裁過程で適切なチェックが行われるよう徹底していく。 【県が講じた措置】 職員相互による確認を行い、適正な事務執行及び再発防止に努めるよう機構に対し指導した。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 会計規程等の認識不足及び決裁過程でのチェックが不十分であった。 (対応状況等) 会計規程等について改めて周知を図った。 令和5年度からの請求に当たっては、会計規程に則った内容となっていることを確認した。 (再発防止策) 契約事務を行う職員に対し引き続き適切な事務処理を指導するとともに、支出関係書類の決裁過程で適切なチェックが行われるよう徹底していく。 【県が講じた措置】 職員相互による確認を行い、適正な事務執行及び再発防止に努めるよう機構に対し指導した。</p> <p>5 (発生原因の検証結果) 契約当初と異なる運用となった際に、変更契約書を締結していなかった。 (対応状況等) 現況と合致する契約となるよう、契約業者と協議している。 (再発防止策) 運用に変更があった際に、契約書変更の要否についての確認を徹底していく。 【県が講じた措置】 速やかに改善するとともに、適正な事務執行及び再発防止に努めるよう機構に対し指導した。</p>
---	---

監査対象団体	株式会社 清里の森管理公社													
所管部(局)課	林政部 県有林課													
監査実施日	令和5年10月13日	令和5年11月17日												
	監査の結果	団体が講じた措置等												
	<p>〔指摘事項〕</p> <p>前回の監査において、貸倒引当金について、個別注記表で法人税法の規定による繰入率によるほか、債権の内容を検討して計上しているとあったが、長期未収入金の貸倒引当金について、債権の内容を検討した計上が行われていなかったことから指摘事項とした。</p> <p>今回の監査においては、前回指摘した長期未収入金は、貸倒懸念債権として債権の50%相当額を貸倒引当金として処理していたが、その他の長期未収入金については、法人税法の規定による繰入率(1000分の6)によって計上されていた。その中には貸し倒れの可能性が高い長期未収入金が含まれており、債権の内容を検討した貸倒引当金の計上がされていないものがあった。</p> <p>〔指導事項〕</p> <p>1 長期未収入金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <table border="0"> <tr> <td>共益費</td> <td>7,449,190円</td> </tr> <tr> <td>受託業務料</td> <td>13,200円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,462,390円</td> </tr> </table>	共益費	7,449,190円	受託業務料	13,200円	合計	7,462,390円	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>債務者(法人)の存続状況等の把握が不十分であり、現地の建物が収去されずに残置されていることから利用再開の見込みがあると判断し、法人税法の規定による繰入率(6/1000)として処理したものである。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>法人税法の規定による繰入率(6/1000)により計上した長期未収入金の内、既に破産し登記簿が閉鎖されている債権については、令和5年度決算において「前期損失修正損」により処理を行う。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>長期未収入金については、県と契約状況の共有を密に図り、毎期個別に債務者の状況や資産等から回収可能性を確認のうえ、法人税法の規定による個別評価金銭債権に該当するのか税理士に確認を行い、個別評価金銭債権に該当する場合は、一定の基準による繰入率により貸倒引当金を計上する。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>管理公社に対し、令和5年度決算において適切な会計処理とするよう指導した。また、再発防止のため契約状況について県と管理公社で情報共有を定期的に行うこととし、併せて決算時には貸倒引当金の内容について県においても確認することとした。</p> <p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>企業の倒産や経営不振等により支払いが滞り、長期未収入金となっている。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>「共益費納入促進事務取扱要領」に基づき督促事務を行っており、共益費債権の一部及び受託業務料の一部については、令和5年度中に回収された。</p> <p>令和6年3月末現在の1年を超える未収債権の残高は次のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>共益費</td> <td>7,325,899円</td> </tr> <tr> <td>受託業務料</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,330,299円</td> </tr> </table> <p>(再発防止策)</p> <p>文書による督促を継続するとともに、滞納者を訪問するなどして回収に努め、県、公社共通の滞</p>	共益費	7,325,899円	受託業務料	4,400円	合計	7,330,299円
共益費	7,449,190円													
受託業務料	13,200円													
合計	7,462,390円													
共益費	7,325,899円													
受託業務料	4,400円													
合計	7,330,299円													

<p>2 財務規程において、収入金は入金の日翌日から起算して取引金融機関の3営業日までに預け入れることが原則とされ、収納した金額が5万円に達するまでは7日分までの金額を取りまとめて預け入れることができるとされているが、規程に定めた期間内に取引金融機関に預け入れられていないものがあった。</p> <p>3 別荘所有者から徴収する共益費及び特別管理費の不足分を未収入金として計上すべきところ、仮払金に計上されているものがあった。</p>	<p>納者に対しては連携を図り納入促進を図る。</p> <p>【県が講じた措置】 管理公社に対し、滞納者への支払請求をより強力に行い速やかに債権を回収するよう指導した。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 取引金融機関の統廃合による最寄支店の廃止や集金頻度の減少から、預け入れを規程どおり行えなかった。 (対応状況等) 規程を厳格に適用する。 (再発防止策) 職員全員に規程に基づき預け入れる必要があることを改めて徹底する。</p> <p>【県が講じた措置】 管理公社に対し適切な事務の執行及び再発防止を指導した。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 不足分は振込金額から振込手数料が控除されたものであったため、仮払金として計上してしまった。 (対応状況等) 仮払金に計上した金額380円の内、160円は回収済である。 なお、残額220円については、未収入金に振替を行った。 (再発防止策) 別荘所有者から徴収する共益費等の不足分については、今後、未収入金として計上する。</p> <p>【県が講じた措置】 管理公社に対し適切な会計事務の執行を指導した。</p>
<p>(意見)</p> <p>前回監査で指摘した貸倒懸念債権に係る貸倒引当金の計上については改善されていたが、それ以外の長期未収入金については、今回の監査においても債権の内容を検討した貸倒引当金の計上が行われていないものがあった。今後は、企業会計原則に基づき公社の財政状態及び経営成績が明瞭に表示されるよう、全ての長期未収入金について債権の内容を検討のうえ、適正な貸倒引当金を計上するよう努められたい。</p> <p>また、所管課においては再発防止が図られるよう、適切に指導されたい。</p>	<p>(団体)</p> <p>法人税法の規定による繰入率(6/1000)により計上した長期未収入金の内、既に破産し登記簿が閉鎖されている債権については、令和5年度決算において「前期損失修正損」により処理を行うこととする。</p> <p>なお、今後は、長期未収入金については、県と契約状況の共有を密に図り、每期個別に債務者の状況や資産等から回収可能性を確認のうえ、法人税法の規定による個別評価金銭債権に該当するのか税理士に確認を行い、個別評価金銭債権に該当する場合は、一定の基準による繰入率により貸倒引当金を計上することにより、財政状態及び経営成績を適切に表示することとする。</p> <p>(所管部局)</p>

	<p>企業会計原則に基づき、適正な貸倒引当金の計上がされるよう、今後は、契約状況について県と管理公社で情報共有を定期的に行うこととし、併せて決算時には貸倒引当金の計上について県も内容を確認することで再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象団体	公益財団法人 山梨県スポーツ協会
所管部(局)課	観光文化・スポーツ部 スポーツ振興課
監査実施日	令和5年11月7日、8日 令和6年1月16日
	<p style="text-align: center;">監査の結果</p>
	<p style="text-align: center;">団体が講じた措置等</p>
<p>〔指導事項〕</p> <p>1 指定管理業務の中で購入した備品について、県からの購入承認通知において県に報告することとされているが、報告していなかった。</p> <p>2 事業費等補助金交付要綱に「各補助対象事業において、交付決定額の10%又は百万円を超えるいずれか低い額の不用額が見込まれることになった場合は、速やかに事業内容変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない」とされているが、交付決定の全額が不用となったスポーツ少年団全国大会派遣に係る事業において、事業内容変更承認申請書が提出されていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>業務繁忙の中で処理を失念してしまった。 (対応状況等)</p> <p>監査において事実確認後、直ちに県への報告を行った。 (再発防止策)</p> <p>手続が適切に行われるよう、関係職員に周知徹底するとともに、余裕をもって一連の処理ができるよう再発防止に努める。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>事実確認後、直ちに県への報告を行うよう協会に対し指示した。 今後は、県及び協会の双方で確認を行い、報告漏れが生じないよう努める。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>当該事業の不用額を見込める時期が、事業対象となる大会が終了する3月下旬であったため、事業内容変更手続きを行う必要性がないと解釈していた。 (対応状況等)</p> <p>所管課からの指示のもと、補助金交付要綱に定められた手続を確認し、令和5年度から事業内容変更承認申請書の提出が必要な場合には、漏れなく提出する。 (再発防止策)</p> <p>補助金交付要綱に定められた手続に沿って適切な事務処理を行い、引継資料を作成するなどの再発防止に努める。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>今後、適切に執行するよう、補助金交付要綱の解釈について説明するとともに、再発防止を図るよう協会に対し指導した。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県農業振興公社
所管部(局)課	農政部 担い手・農地対策課
監査実施日	令和5年10月16日、17日 令和5年11月28日

監査の結果	団体が講じた措置等												
<p>【指導事項】</p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <table border="0" data-bbox="223 302 766 414"> <tr> <td>就農支援資金貸付金</td> <td>2,123,000 円</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業に係る賃料</td> <td>486,777 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,609,777 円</td> </tr> </table>	就農支援資金貸付金	2,123,000 円	農地中間管理事業に係る賃料	486,777 円	合 計	2,609,777 円	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>就農支援資金貸付金については貸付けた農業者の返済金の滞納によるもので、滞納の原因は、当該農業者の経営不振による廃業により、返済原資が農業で得られなかったことによるものである。</p> <p>農地中間管理事業に係る貸付賃料については、農地を借り受けた農業者の経営不振により、賃料支払が遅れたことによるものである。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>就農支援資金貸付金については分納で回収しており、農地中間管理事業の貸付賃料については滞納者に対し法的措置を含めた回収手続を進めている。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>就農支援資金は、現在新規の貸付は行っていないことから、残存する債権の管理を適切に行うとともに引続き回収に努めていく。</p> <p>農地中間管理事業に係る貸付賃料については、長期未収金とならないよう納期限後から速やかに督促を行うとともに、督促に応じない滞納者に対しては法的措置により回収に努めていく。</p> <p>※令和6年3月末現在 未収金残高</p> <table border="0" data-bbox="853 1108 1436 1220"> <tr> <td>就農支援資金貸付金</td> <td>1,975,500円</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業に係る賃料</td> <td>251,701円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,227,201円</td> </tr> </table> <p>【県が講じた措置】</p> <p>督促に応じない滞納者に対しては、顧問弁護士に相談したうえで、法的措置を講じるよう公社に対し指導した。</p>	就農支援資金貸付金	1,975,500円	農地中間管理事業に係る賃料	251,701円	合 計	2,227,201円
就農支援資金貸付金	2,123,000 円												
農地中間管理事業に係る賃料	486,777 円												
合 計	2,609,777 円												
就農支援資金貸付金	1,975,500円												
農地中間管理事業に係る賃料	251,701円												
合 計	2,227,201円												
<p>2 収入印紙の未使用分について、年度末残高が資産計上されていなかった。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>未使用の収入印紙について収入印紙管理簿には記載していたが、決算時に資産計上するのを失念してしまった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>収入印紙の年度末残高について、令和5年度から貸借対照表に資産計上する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>決算時における資産計上について、計上漏れが無いようチェック体制を強化し、適正な会計処理に努める。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>組織内におけるチェック体制を強化し、再発防止に努めるよう公社に対し指導した。</p>												
<p>3 財産の管理及び資金の運用等に関する規程に、公社の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産とするとされ、財産管理責任者</p>	<p>3 (発生原因の検証結果)</p> <p>財産の管理等については、決算時に加え、四半期毎に行っている顧問税理士による監査におい</p>												

<p>は、別記様式に定める財産管理台帳により公社の財産を適切に管理しなければならないとされているが、財産管理台帳の様式は定められておらず、基本財産等の金融資産に係る令和4年度の台帳が作成されていなかった。</p>	<p>て残高等について確認しているが、規程にある財産管理台帳の様式が明確になっていなかった。 (対応状況等) 財産管理台帳の様式を定め、台帳を作成する。 (再発防止策) 会計諸規定に基づき、作成が必要な書類について漏れないよう再度確認し、適正な事務処理に努める。 【県が講じた措置】 各種諸規定に基づく手続について再度確認し、再発防止に努めるよう公社に対し指導した。</p>
--	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県子牛育成協会		
所管部(局)課	農政部 畜産課		
監査実施日	令和5年9月28日		
監査の結果		団体が講じた措置等	
<p>【指導事項】</p> <p>1 消費税及び地方消費税の申告において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>①課税対象外とすべき一部の収入取引を課税売上げとしていた。</p> <p>②軽減税率を適用すべき課税仕入れに標準税率を適用していた。</p> <p>2 貯蔵品として計上された医薬材料費の金額に誤りがあった。また、医薬材料の在庫管理において受払簿の数量及び単価が棚卸表と相違しているものがあった。</p>		<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>①役員変更に伴う役員傷害保険の被保険者変更手続きにおいて、旧役員分として還付された保険料を非課税扱いで処理とすべきところ、誤って課税収入として処理した。</p> <p>②食糧に係る消費税について、軽減税率で購入したが、消費税の申告では標準税率で計算し申告した。</p> <p>(対応状況等) 誤りの原因と本来行うべき処理について、決裁ラインで共有した。 申告内容の誤りについては、令和5年度の消費税の申告の際に適正な額に修正する。</p> <p>(再発防止策) 国税庁の消費税申告チェックシートなどを活用し、複数人でのチェックをしていく。</p> <p>【県が講じた措置】 職員相互による確認を徹底し、再発防止に努めるよう協会に対し指導した。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 受払簿の単価表が価格改定前のものであったこと、それを棚卸表に転記する際の転記ミスが重なり、受払簿と棚卸表の不整合が生じた。</p> <p>(対応状況等) 受払簿と棚卸表を適正な数量、金額に修正した。</p> <p>また、令和5年度決算において貯蔵品の数量の修正を行う。</p> <p>(再発防止策) チェック表を作成し、現場担当者と事務担当者間でのチェックと、決裁ラインにおけるチェッ</p>	

	<p>クを徹底する。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>受払簿と棚卸表の相違を修正するとともに、職員相互による確認を徹底し、再発防止に努めるよう協会に対し指導した。</p>
--	--

監査対象団体	山梨県道路公社	
所管部（局）課	県土整備部 道路整備課	
監査実施日	令和5年10月11日	令和5年11月8日
	監査の結果	団体が講じた措置等
	<p>【指導事項】</p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 駐車場利用料（小井川駐車場） 36,000円</p> <p>2 令和2年度以前に収益計上した駐車場料金の未収金について、令和3年度の収納時に誤って当該未収金を減額せず駐車場料金として収益計上したため、令和3年度以降の貸借対照表に当該未収金が計上されたままとなっていた。</p>	<p>1（発生原因の検証結果） 転居や不在により債務者と連絡が取れず、徴収困難となっている。 （対応状況等） 不納欠損として処理を行い、雑損を計上し、未収金を減額する処理を行った。 （再発防止策） 山梨県道路公社債権回収及び処理マニュアルに基づき未納駐車場料金の回収を強化していく。 ※令和6年3月末現在 長期未収金残高 駐車場利用料（小井川駐車場） 0円</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>山梨県道路公社債権回収及び処理マニュアルに基づき未納駐車場料金の回収を強化していくよう公社に対し指導した。</p> <p>2（発生原因の検証結果） 誤った認識により、会計処理を行っていた。 （対応状況等） 過年度修正損を計上し、未収金を減額する処理を行った。 （再発防止策） 複数の職員によるチェックを徹底するとともに、顧問会計士による第三者チェック及び指導を受ける。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>複数の職員によるチェックを徹底するとともに、顧問会計士による第三者チェックを受けるよう公社に対し指導した。</p>

監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会	
所管部（局）課	教育庁 生涯学習課（出捐金）、男女共同参画・共生社会推進統括官（公の施設管理）	
監査実施日	令和5年9月20日、21日	令和5年11月2日
	監査の結果	団体が講じた措置等
	<p>【指導事項】</p> <p>1 郵便切手類受払簿において、切手を受入れた日に記載していないものがあった。</p>	<p>1（発生原因の検証結果） 受入れたセンター内における職員同士による</p>

<p>2 貸借対照表上の普通預金と金融機関の残高証明書の金額が一致していなかった。</p> <p>3 委託業務契約において、次のとおり不備があった。</p> <p>①森の教室緑地管理等業務委託契約において、単価契約を締結しているが予定数量が記載されていなかった。</p> <p>②森の教室年間行事作業補助業務委託契約において、支出負担行為伺いや見積書に記載されていない運搬業務について、受託者からの請求に基づき支払われていた。</p> <p>4 消費税及び地方消費税の申告において、課税対象外とすべき一部の取引を誤って課税売上げとしていた。</p>	<p>重複確認(ダブルチェック)等が不十分だった。 (対応状況等) 発生した事案について協会内に周知し、事務の重複確認を含め、処理の適正化を図った。 (再発防止策) 今後、会計経理事務等に係る研修を再実施し、適切な事務執行を徹底する。 【県が講じた措置】 毎年度、関係機関の職員に対し、周知・注意喚起を行うよう団体に対し指示した。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 数日後に一致するよう処理していたため、問題であるとの認識が不足していた。 (対応状況等) 今後、未収金・未払金処理等を確実にを行う。 (再発防止策) 研修等を通じ、本部職員の知識向上を図る。 【県が講じた措置】 速やかに改善するとともに、毎年度、職員全体に対し、注意喚起を行い、再発防止に努めるよう団体に対し指示した。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 長年ほぼ同様に処理しており、不適切であるとの認識がなかった。 (対応状況等) 発生した事案について協会内に周知し、予定数量記載が必要な類似契約の洗い出しを含め、以後の契約事務の適正化を図った。 (再発防止策) 今後、会計経理事務等に係る研修を再実施し、適切な事務執行を徹底する。 【県が講じた措置】 毎年度、関係機関の職員に対し、周知・注意喚起を行うよう団体に対し指示した。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 税法等に対する認識が不足していた。 (対応状況等) 顧問会計士を通じて請求を行い、過大分の返還を受けた。 (再発防止策) 今後、研修等を通じ、本部職員の税法等の知識の向上を図る。 【県が講じた措置】 毎年度、職員全体に対し、注意喚起を行い、再発防止に努めるよう団体に対し指示した。</p>
--	---

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会	
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課	
監査実施日	令和5年11月2日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
	<p>〔指導事項〕</p> <p>1 管理運營業務仕様書に暴力団排除措置が定められているが、契約解除のための暴力団排除条項が記載されていない契約書があった。</p> <p>2 貸借対照表の現金に計上されている金額が、金銭出納帳の年度末残高と一致していなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>契約書作成時において、暴力団排除条項の記載を失念した。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>今後、契約書作成時、暴力団排除条項の記載の確認を行う。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>起案書作成時及び検印時に、複数職員による確認を行っていく。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>出納局通知文書に基づく暴力団排除条項を法人に送付し、内容を確認させた。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>小口現金出納帳に記載されている一部の入金、財務諸表を管理する会計システムに入力されていなかったため、不一致となった。</p> <p>十分な引継ぎがなされていなかったこと及び小口現金出納帳と現金残高の一致に注意が偏ってしまい、小口現金出納帳と月次試算表の月末残高の一致を十分に確認していなかったことが原因である。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>会計システム上の未入力部分を適切に仕訳、入力し、対応した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>担当者の変更など、出納・仕訳処理の人為的ミスが発生しやすい状況では、関係者が特に十分な意思の疎通を図るとともに、小口現金出納帳と月次試算表の月末残高の一致を会計処理における確認事項として徹底し、遺漏のないようにする。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>システム入力時の元となる金銭出納帳へ、システム入力を忘れない旨を付記するよう法人に対し指導した。</p>

監査対象団体	株式会社 富士グリーンテック	
所管部(局)課	観光文化・スポーツ部 スポーツ振興課	
監査実施日	令和5年9月15日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
	<p>〔指導事項〕</p> <p>事業報告書の管理業務に係る収支決算において、その他需用費が過大に、役務費が過少に計上されていた。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>表計算シートの数式に誤りがあり、式の確認や手計算など確認を十分しないまま報告書に金額</p>

	<p>を記載してしまった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>収支決算のそれぞれの項目について金額を修正し、事業報告書を再提出した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>収支内容について、現場責任者及び本部経理での二重確認を行い、提出資料に誤表記のないよう管理する。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>今後誤りがないよう二重確認の徹底等、対策を講じるように法人に対し指導した。</p>
--	---

監査対象団体	芙蓉建設 株式会社	
所管部(局)課	県土整備部 建築住宅課住宅対策室	
監査実施日	令和5年11月21日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
【指導事項】	<p>管理業務仕様書に基づく放置自動車調査点検業務仕様書では、年1回以上各県営住宅等団地内の駐車状況について点検結果を記録することとされているが、記録されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>放置自動車の有無を点検していたが、管理業務仕様書の確認不足により、無しの場合の記録が漏れていた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>放置自動車が無い場合も点検結果を記録した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>管理業務仕様書を十分に理解し、記録に漏れがないよう、複数人で確認する。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>管理業務仕様書を十分に理解し、必要とされる記録に漏れがないよう法人に対し指導した。</p>